

議案第29号

## 損害賠償の額の決定について

所得税の支払遅延による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和5年2月8日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 記

- 1 損害賠償の額 合計 3,737,900円
- 2 損害賠償の相手方 国
- 3 事件の概要 令和4年6月30日に支給した期末・勤勉手当に係る源泉所得税について、税務署への納付が遅延し、これに伴う延滞税及び不納付加算税の納付義務が発生したものの。